

今回は、市民の皆さんに、弁護士業務や岡山弁護士会の活動などを知ってもらい、弁護士を身近に感じてもらうため、岡山弁護士会所属の大山知康弁護士にお話をお伺いしました。



Q 新見市で唯一の弁護士をされていますが、新見市で弁護士をすることになったきっかけを教えてください。

弁護士になった最初の2年間は、東京で企業法務を扱う事務所に勤務しており、あまり裁判業務に関わることはありませんでした。しかし、愛媛県松山市で司法修習を受けた際、裁判所、検察庁や弁護士事務所での裁判などを通じて、市民が抱えるトラブルを解決することにやりがいを知ったことを

思い出し、市民の近くで裁判業務に関わりたいと考え、出身地の岡山県に戻ることになりました。

その際、ちょうど岡山県北部の新見市にある新見ひまわり基金法律事務所（弁護士過疎解消のために、日本弁護士連合会、弁護士会、弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される法律事務所）の2代目所長弁護士が募集されていました。弁護士が他にいない街で弁護士業務を行うことでより地域に根ざして市民の権利や生活を守ることを実感できるのではないかと考え、募集に応募し、新見市で弁護士業務を始めました。それが平成21年3月のことですので、12年以上、新見市で弁護士をしています。

Q 弁護士が少ない地域での弁護士業務は、都市部の弁護士業務と異なる点などがありますでしょうか。

弁護士が少ない地域での弁護士業務も、都市部とあまり変わらず、離婚、相続、交通事故や債務整理が業務の中心です。1点大きな違いがあるのは、高齢者や障がい者の方で判断能力が低下された方の財産管理等を行う後見業務が多い点だと思います。

私の事務所では、現在、弁護士は私1人ですが、30件から40件くらいの後見事件で後見人に選任されています。特に在宅で暮らされている方の支援を私の事務所の職員だけで行うのは困難ですので、10件くらいは、社会福祉協議会の方や市民後見人の方と複数で後見人業務を担当しています。弁護士は、過去の事件を扱うことがほとんどですが、後見業務は、ご本人の生活を将来にわたって支援する仕事ですので、他の業務と違い前向きなやりがいを感じることができています。ただ、後見業務における弁護士の役割も大きいのですが、後見業務は福祉的な側面が多々あるため、今後、ますます自治体や社会福祉協議会等の地域の福祉と協働していくべき分野と考えています。

Q 今まで担当した事件で、特に印象に残っている事件について教えてください。

性同一性障害特例法の生殖不能要件の合憲性が問題となった事件（最高裁判所第二小法廷平成31年1月23日決定）が特に印象に残っています。県北で弁護士のいない街に住まれている友人からの相談がきっかけで、性同一性障害特例法において定められている「生殖不能要件」では、性適合手術をしなければ戸籍の性別記載を変更できないとされており、それが事実上性適合手術を強制しており、違憲ではないかという問題を最終的に最高裁判所まで持ち込むことになった事件です。

結論的には、「現時点では」という限定付きで生殖不能要件は合憲と判断され、友人の願いを実現することはできなかったのですが、同決定には、「生殖不能要件が憲法13条に違反する疑いが生じている」旨の補足意見が述べられたことからトランスジェンダーの人権保障に最高裁判所が一步踏み込んだ決定として評価され、話題にもなりました。この決定を受けて、現在、全国各地で同じような申立てがなされたり予定されたりしているようですので、性同一性障害特例法の生殖不能要件が司法で違憲と判断されるのが早いのか、立法府が性同一性障害特例法の生殖不能要件を撤廃するのが早いのか、その動向に注目しています。



Q 岡山弁護士会には、各種委員会があり、所属弁護士は日々様々な活動をされていますが、先生はどのような委員会活動をされていますか。

法律相談センター運営委員会と環境保全・災害対策委員会に所属しています。法律相談センター運営委員会では、主に弁護士が少ない地域での法律相談センターの運営や、高梁や真庭のひまわり基金法律事務所の支援などに関わっています。岡山県内では9つ（岡山、倉敷、津山、新見、高梁、真庭、井笠（井原市）、東備（和気町）、勝英（美作市））の法律相談センターが

あり、全国的にも数が多く県内全域をカバーしています。市民の方が住まれている地域で困ったときなどに法律相談ができる体制を整備し、法律相談がより市民の方々に身近になるよう、頑張っています。

また、環境保全・災害対策委員会では、委員長を務めており、平成30年7月豪雨災害などの被災者支援をしています。具体的には、平成30年7月豪雨災害の際には、無料電話相談や真備町での無料法律相談会を行ったり、弁護士会ニュースや被災者生活再建ノートを配布して情報発信したりするなどの支援を行いました。真備町での無料法律相談会は現在も継続しています。平成30年7月豪雨災害に関する会長声明の作成に関わることで立法や制度改正などの提言も積極的に行っています。

今後は、災害等が発生した場合であっても、弁護士会の活動や裁判業務が継続又はできるだけ早く再開できるような事前の備え（事業継続計画などの策定等）にも力を入れていきたいと考えており、この点については、弁護士会だけでなく、裁判所、検察庁や法テラスと協働して行っていきたいと考えています。

Q どのようなときに弁護士業務にやりがいを感じますか。

都市部だけでなく、中山間地域や離島など人口が少ない地域でも困っている市民がいれば仕事ができることに弁護士のやりがいを感じます。地理的な面で広がりがあるだけでなく、弁護士は、トランスジェンダーの方の事案や被災者支援などのように様々な分野で活躍できることにもやりがいを感じます。今回、お話ししたほかにも、私は適格消費者団体 NPO 法人消費者ネットおかやま、公益社団法人みんなでつくる財団おかやま等でも活動しており、法律相談や裁判業務以外の弁護士の活動領域の広さにもやりがいを感じています。災害など突発的に起こる事態に迅速に対応できるのも、いわゆる自由業である弁護士の魅力で、いざという時に動けることにやりがいを感じています。

また、お話しした現在の社会が抱える問題点に関するトランスジェンダーや被災者など少数者の方の声を、裁判を通じたり、個人や弁護士会で意見表明したりすることで、社会に問題点の改善を求めることができることも弁護士という職業の魅力と考えています。

最近、弁護士を目指す方が減っていると聞いていますが、今回お話ししたとおり、弁護士はやりがいがあり、多様性に富んだ非常に魅力的な職業です。これからを担う方々には、是非とも様々なことにチャレンジできる弁護士を目指して欲しいです。

